

# 命の水を守ろう!

産業廃棄物最終処分場建設に反対  
する連絡会ニュース NO.12 1999.8.25  
連絡先. 茨城県民主医療機関連合  
会 (029-228-0600)



「茨城民報」  
写真提供

全隈町の処分場の差止めを求める本案訴訟が、いよいよ始まります。

3月15日に住民勝利の決定を勝ち取ったのに、まだやるのかと思われる方も多いと思いますが、3月の決定は「仮処分」といって、あくまで「仮」の処分ですから、業者がこの決定に不服の場合は住民側に対し「本案訴訟を提起せよ」との申立を行うことができます。

今回は、業者側がこの申立を行ったために、私たちが5月24日に本案訴訟を提起したわけです。

仮処分と本案訴訟は、手続は異なりますが争われる内容は仮処分の時と基本的に同じ内容になります。弁護団としては、仮処分の時にはできなかった処分場建設予定地の検証や証人尋問の実施を裁判所に求め、さらに充実した立証活動を展開していきたいと現在準備を進めています。

皆さんにもわかりやすい法廷活動を行いたいと考えていますので、是非多くの方に裁判を傍聴していただくようお願いします。

仮処分と同じ内容とはいっても、判断する裁判官は違いますから、同じ内容の判断が得られる保証はありません。法廷活動の充実とともに、「生命の水を守ろう!」という運動のさらなる広がりもまた必要です。

ゴミ弁連では全隈町の事件が持つ全国的な意義の重要性から、積極的な支援体制をとることを決めてくれました。10月5日の第1回期日にも多くの弁護士が水戸の裁判所に駆けつけてくれる予定です。

願いを一つにする多くの人の力を結集して、一日も早く最終的な勝利を勝ち取るではありませんか。

弁護士 安江 祐

## 本訴 第1回口頭弁論期日が決まる!

**10月5日 (火) 2:30 水戸地方裁判所**

ゴミ弁連会長・梶山正三弁護士  
ゴミ弁連事務局長・広田次男弁護士  
岡山吉永町裁判担当・河田英正弁護士  
福岡久留米・高橋謙一弁護士  
等々の弁護士が駆けつけ口頭弁論を行います。

**10月5日 (火) 午後6:00 市民会館**

**決起集会**

全国から駆けつけてくれたゴミ弁連の弁護士さんの貴重な闘いの報告を聞きましょう!  
是非大勢の皆さんのご参加をお願いします。

「産廃最終処分場建設差止めを求める」

## 本裁判の提訴にあたって

全隈町産廃最終処分場建設に反対する連絡会世話人代表 木戸田 四郎

私たちが処分場建設反対の運動をおこしてから、すでに4年2か月が過ぎました。その間私たちは、数えきれない難しい課題をのりこえてきました。

本年3月には仮処分申し立て事件で、水戸地裁において「業者は産業廃棄物最終処分場を建設、使用、操業してはならない」という決定を勝ち取り、裁判でも画期的な勝利をおさめることができました。

こんどは業者の申し立てにより、いよいよ、本裁判で決着をつけることになりました。これからは、翔合同法律事務所の弁護士さんを中心に、原告団300人が一致団結して、最後の勝利に向かって頑張りたいと

思います。皆さん一緒に頑張りましょう。水戸市民の水源地を守ってきれいな飲料水を確保し、田野川周辺の灌漑水の汚染を防ぎ、水田耕作の安全を維持するために、この裁判には是非とも勝利したいと思います。

裁判の勝利には、原告団300人の固い団結とお互いの助け合いが、何よりも大切であると考えます。それぞれのお立場をフルに活用し、又助け合って、裁判勝利の原動力をつくり出したいと思います。なお、裁判費用節約のため、同一家族やお互い連絡のつけやすい方には、一部裁判所への届け出人数をしばらくして頂きました。ご了承お願い申し上げます。

産廃処分場計画地の溜め池・水路の払い下げ禁止を求めて水戸市長交渉・土木事務所長に陳情・要請を行いました！

「水戸市市議会報」  
第148号  
平成11年8月1日  
より

7月28日、水戸市長に対して現地住民6人

代表大枝喜代氏が払い下げ反対の陳情書を提出しました（連絡会から15人が参加）。

水戸市側は助役が出席、「ご意見はよく承りました。皆さんのご意見を十分にふまえて検討します」と回答しました。

次に、水戸土木事務所に行き、次長に会い、払い下げ反対について要請いたしました。

担当者は、「国有財産の払い下げについては、隣接地主の同意が必要であることが国有財産法で決まっている」ことを明らかにしました。払い下げについては隣接者が権利を持っているので、この隣接者の反対があれば払い下げはできないということがはっきりしました。

本田議員（共産党） 全隈町地区における産業廃棄物最終処分場建設計画地の中心に、建設省所有のため池と水路と農道がある。処分場建設のためには、国有財産法に基づいて

全隈町産廃処分場計画地のため池・水路の公用廃止ストップを市長の意見書は「交付した事実はない」

てこの公共用財産の公用廃止の申請書を県及び建設省に提出し、払い下げをしなければならぬが、これには、水戸市長の意見書と利害関係者の意見書、隣接土地所有者の境界同意書が不可欠である。この申請の手続きをしない限り、処分場建設は不可能である。そこで、この申請書に必ず添付すべき水戸市長の意見書を提出しているのか、伺いたい。地元では、ため池の公

用廃止に反対の動きが起こっており、市長の意見書は提出すべきでないと考えているが、いかがか。  
内藤産業経済部長 産業廃棄物最終処分場建設予定地内の建設省所管の公共用財産の用途廃止に対する水戸市の意見書については、これまで交付した事実はない。また、この意見書の交付申請を受け付ける際には、建設省所管国有財産管理事務所要領に基づき、隣接土地所有者及び当該財産に何らかの権利を有している者の同意書の添付が求められており、したがって、意見書の交付に当たっては、これらの同意書がなければ交付できないものと考えている。

梅雨のさなか、6月26日、全隈町の産業廃棄物最終処分場建設予定地現地調査に参加してきました。前日の雨天では足下が危ないかと心配されましたが、当日はきれいな青空が広がったのでした。安江弁護士を初めとする先生方、世話人会、そして現地に住んでいる方、30名ほどの参加で始められました。

今回の調査の目的は、「現地の島勝一さんの田んぼに、予定地に現存する溜め池より水を引いていて、なおかつ現在も稲作をしているので重大な水利権の侵害である」ということの確認の為でした。

結果、まさにその通りでした。島さんの田んぼは建設予定地に面した道路をはさんで一番近いところにあります。予定地からはつねに水が流れでて道路の下をくぐればすぐ水田がつづいているのです。島勝一さんの所だけではありません。田野川に合流するまでに100メートル以上はあるでしょうか。そして、また下流でも水田がつくられ、那珂川に合流してすぐ水戸市の水道取水口へ汲み上げられたり海へ流れていったりする訳です。水は下手へ流れていく、とはなんて単純明快な言葉でしょう。原告団現地住民の方はよくこの言葉を口にされますが、現地をみると感慨深いものがあります。

地図を見ながら水路を上流にたどっていくことになりました。畑の端の小道をいくと背の高い葦などが茂った湿地になっていまし

た。それでも小道は斜面の高い位置につづいているので湿地を左にして見下ろすことになります。10分程度草をかき分けながら進みますと湿地はこんもりとした土手のようなも

のでせき止められる形になっていて、その向こうは草もあまり生えていない沼地になっていました。地図で見るとここが溜め池です。堰の付近に下りてみると足場は予想に反してしっかりしていて小さな流れがあり土質は粘土のようでした。まわりは大木に囲まれ、うっそうとして原生林を思わせます。そとでは観る事のできない種類

## 現地調査に参加して

婦人会議水戸支部

関根 裕子



の苔があたりをおおっていました。こうしたところはまさに水源地なのです。恵みの雨を貯え、集め、植物を育てていく水の流れの始まりです。絶対失ってはいけないもの、次世代へ語り継いでいかななくてはならないものを強く感じました。こうした自然のあたりまえの事を現地の方はよくご存じでした。この声を聞き流していてもとんでもない事にならないよう運動を強めてぜひ水源地を守っていく事のできる法律ができることを期待しています。

羽化したばかりの  
りのヒナマ→



## 産業廃棄物最終処分場には 絶対反対！

全隈町 大枝 喜代

私は産業廃棄物最終処分場建設が計画されている全隈町の住民の1人です。全隈町は水戸市の西部の山間丘陵地にある兼業農家の多い集落です。ここには水戸市の水道の貯水池があり、また田野川の上流で、この湧水を利用して全隈・高根・成沢・田野の農家が水田を耕作して居ります。ここに産廃処分場が設置されたなら長い年月のうちに金属類が腐食して流出し田野川に入ります。その水を使って作った米はみんなの口に入ります。また田野川の水は水戸市水道水の取水口に流入するので25万人の水戸市民の飲料水として我々の体内に入ることになります。金属類の害毒は微量であっても長年飲用すると累積されて有害になるといわれております。その実例が九州の水俣病や隣県足尾銅山の公害です。公害はすぐ起こるものではなくじわりじわりと起こり又微量の場合は被害をおこさないこともありましょう。しかし害毒をおこさないまでも毎日毎日を不安な気持ちで生活することになります。行動には勇気を持って対処することが必要ですが公害には臆病な方がよいと思います。環境公害を心配した先見の明ある方達が(産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会)の必死の努力を注いで活動している行為に一般住民も行政も政治家も案外他人事のような態度でいるのは何故であろう。この問題はイデオロギーの問題でもなく

政党政治の主義主張の問題でもなく全市民の生命に係わる重大な問題なのでもう少し深い関心を持って欲しいと思います。先般産廃建設差止裁判で差し止めの仮処分の判決がありました。担当された弁護士さんは水道水汚染の問題を重点に論告されたと伺っております。又農作物の影響については間接影響なので事前に差し止める保全の必要はないとの裁判官の判断で今後引き続き差し止めを求める場合は確たる資料が必要ではないかと思っています。

今回の建設予定地内には溜池・水路・道路等の国有財産があります。国有財産を払い下げずる場合は市町村長の意見書や隣接地権者の同意書が必要なのでさる7月28日水戸市長・県知事に払い下げ反対の陳情を致しました。私も隣接地(全隈共有林組合地権者所有)の所有者の1人として払い下げ同意には絶対に反対する所存です。

## いつまでも きれいな水で米づくりを！

成沢町 黛 正子

私どもは、少しでもきれいな水で米づくりをと、一の沢のすぐ下で米をつくっています。成沢でも数少ない山あいのもとも環境のよいところです。生物としても、沢ガニ、タイコウチ、イモリ、タニシ、サンショウウオも棲んでいます。田植えのころに捕って、数匹は自宅でも今、元気にしています。このような場所に産業廃棄物処分場などは絶対許せません。水は汚染され、環境も悪くなります。このようなことは絶対反対です。

全隈町産廃最終処分場建設差止仮処分申立事件

『 決 定 』

平成11年3月15日

水戸地方裁判所民事第1部

1部 1,000円でおわけしています。是非勝利記念・学習会用等にお求め下さい。

## カンバのお願い

本裁判勝利のため、カンバを集めています家族、自分のまわりの方、同僚等に呼びかけて協力をお願いいたします。